

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-192587

(P2005-192587A)

(43) 公開日 平成17年7月21日(2005.7.21)

(51) Int. Cl.⁷

A47F 5/00

F I

A 4 7 F 5/00

D

テーマコード(参考)

3 B 1 1 8

A 4 7 F 5/00

E

審査請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2003-434910 (P2003-434910)

(22) 出願日 平成15年12月26日(2003.12.26)

(71) 出願人 592094678

扶桑産業株式会社

大阪府大阪市中央区上町1丁目5番12号

(74) 代理人 100079131

弁理士 石井 暁夫

(74) 代理人 100096747

弁理士 東野 正

(74) 代理人 100099966

弁理士 西 博幸

(72) 発明者 石田 陸治

東大阪市東鴻池町5-1-5

Fターム(参考) 3B118 FA02 FA13

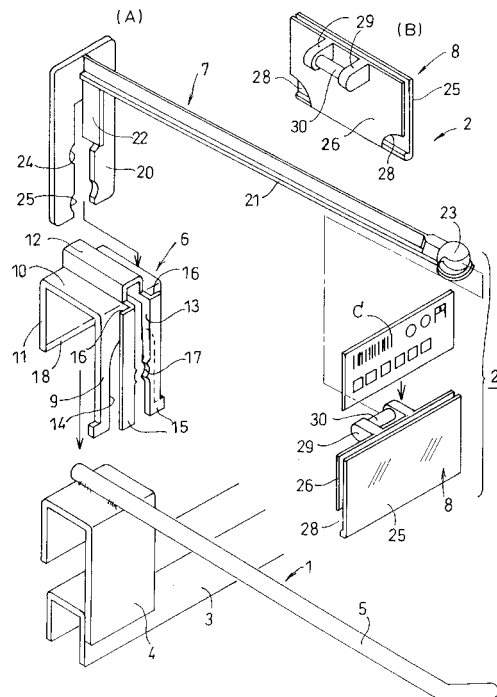
(54) 【発明の名称】 商品陳列棚用表示装置

(57) 【要約】

【課題】 シングルフックへの取り付けに好適な表示装置において、取り付け強度に優れていながら着脱を容易ならしめる。

【手段】 表示装置は、シングルフック1のベース4に上方から嵌め込み装着される第1支持部材6と、第1支持部材6に取り付けられる第2支持部材7と、第2支持部材7の先端に設けたカードホルダー8とを備えている。第1支持部材6には、フック1の支持バー5の両側に位置した係止部15が形成されており、第2支持部材7の基板20は係止部15を挟むように二股状に形成されている。係止部15は第2支持部材7の基板20で左右の広がりが増加するため、フック1に対する取り付け強度が高い。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

棚本体に着脱自在に装着されるベースに商品吊り下げ用の支持バーを前向きに延びるように設けて成るフックに取付ける表示装置であって、

前記支持バーと干渉しない状態でフックのベースに上方から嵌め込み装着される第 1 支持部材と、この第 1 支持部材に上方から嵌め込み装着される第 2 支持部材とを備えており、これら第 1 支持部材と第 2 支持部材とのうちいずれか一方に前向きに延びるアーム部を設け、アーム部の先端にカードホルダーを設けている、商品陳列棚用表示装置。

【請求項 2】

棚本体に着脱自在に装着されるベースに商品吊り下げ用の支持バーを前向きに延びるように設けて成るフックに取付ける表示装置であって、

前記支持バーと干渉しない状態でフックのベースにその前後両面に重なるように上方から嵌め込み装着される側面視下向き開口略コ字状の支持部材を備えており、この支持部材に、前記ベースの背面よりも手前側において上向きに立ち上がる起立部を設け、この起立部の上端に前向きのアーム部を設け、アーム部の先端にカードホルダーを設けている、商品陳列棚用表示装置。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本願発明は、商品を吊り下げ陳列するフックに取付けて価格やバーコード等の各種情報を表示する表示装置に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

スーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター等の多くの小売り店では、商品を陳列するための方法として、棚本体に装着したフックに商品を吊り下げることが多用されている。

【0003】

この商品吊り下げ用のフックは、棚本体に水平状に設けた中空角材に取り付けられるタイプと、ネット状の棚本体に取り付けられるタイプとがあり、また、商品が吊り下げられる支持バーだけが前向きに突出しているシングルフックと呼ばれているタイプと、支持バーの上方にカードホルダーを取り付けるための補助バーが配置されている十手フックと呼ばれているタイプとがある。

【0004】

シングルフックは既設の店舗に大量に採用されているが、価格等を表示できない。そこで、シングルフック用として、価格等を表示できる後付け方式の表示装置が提案されている。

【0005】

その一例として、特許文献 1（実用新案登録第 3003405 号公報）には、フックのベースを跨ぐ状態で棚本体の中空角材に上方から嵌め込まれる支持部材（取付具）の上面に、手前側に向けて延びるアーム（支持棒）を設け、この支持棒の先端にカードホルダーを設けることが記載されている。

【0006】

また、特許文献 2（特開平 10 - 57203 号公報）には、フックのベースに上方から嵌まる側面視コ字状の支持部材（係止部）を、支持バーと干渉しないように平面視で二股状に形成し、支持部材の背面に上向き開口の筒状部を一体に設け、この筒状部に、アームの後端に形成した下向き鉛直部を差し込み、アームの先端にカードホルダーを設けることが記載されている。

【特許文献 1】 実用新案登録第 3003405 号公報

【特許文献 2】 特開平 10 - 57203 号公報

10

20

30

40

50

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

特許文献1の構成では、支持部材はフックのベースを跨ぐ状態で棚本体の中空中角材に嵌め込むものであるため、支持部材は左右幅及び前後幅とも大きくなって大型化せざるを得ず、このためスペースを有効利用できないと共に、支持部材がガタ付きやすいという問題があった。

【0008】

他方、特許文献2の構成では、支持部材の左右横幅寸法はフックのベースと同じ寸法で良いためコンパクト化を図ることができるが、支持部材は側面視で下向き開口コ字状に過ぎないため安定性が低く、支持部材がガタ付きやすいという問題があった。また、支持部材の背面に筒状部が形成されているため、棚本体を構成する中空角材が例えば建物の壁に密接している場合のように中空角材の裏側にスペースがない場合は、支持部材を中空角材に取り付けできなくなるという問題もあった。

10

【0009】

本願発明は、このような現状を改善することを課題とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0010】

請求項1の発明は、棚本体に着脱自在に装着されるベースに商品吊り下げ用の支持バーを前向きに延びるように設けて成るフックに取付ける表示装置において、前記支持バーと干渉しない状態でフックのベースに上方から嵌め込み装着される第1支持部材と、この第1支持部材に上方から嵌め込み装着される第2支持部材とを備えており、これら第1支持部材と第2支持部材とのうちいずれか一方に前向きに延びるアーム部を設け、アーム部の先端にカードホルダーを設けている。

20

【0011】

請求項2の発明は、棚本体に着脱自在に装着されるベースに商品吊り下げ用の支持バーを前向きに延びるように設けて成るフックに取付ける表示装置であって、前記支持バーと干渉しない状態でフックのベースにその前後両面に重なるように上方から嵌め込み装着される側面視下向き開口略コ字状の支持部材を備えており、この支持部材に、前記ベースの背面よりも手前側において上向きに立ち上がる起立部を設け、この起立部の上端に前向き

30

【発明の効果】

【0012】

請求項1のように構成すると、第1支持部材と第2支持部材とが嵌まり合っていて互いに補強し合うため、両支持部材はフックにしっかりと保持され、その結果、例えばカードホルダーに人や商品が触れても簡単には外れない状態になって、カードホルダーの取付け安定性を格段に向上することができる。

【0013】

また、フックは支持バーの長さの異なるものが複数種類存在するが、請求項1の発明によると、アーム部を設けている支持部材のみを複数種類製造する一方、アーム部がない支持部材は各種のフックに共用することが可能となり、このため、複数種類のフックに対応するにおいて経済性に優れている。なお、アーム部を別部材とすることも可能であり、この場合は、両支持部材とも各種のフックに使用できる。

40

【0014】

請求項2のように構成すると、アーム部を設ける起立部はフックにおけるベースの背面よりも手前側に位置しているため、棚の裏側にスペースが空いていなくても表示装置を取り付けることができ、このため汎用性に優れている。

【発明を実施するための最良の形態】

【0015】

次に、本願発明の実施形態を図面に基づいて説明する。

50

【 0 0 1 6 】

(1). 第 1 実施形態 (図 1 ~ 図 8)

図 1 ~ 図 8 では第 1 実施形態を示している。図 1 のうち (A) はシングルフック 1 と表示装置 2 との分離斜視図である。図 2 のうち (A) は平面図、(B) は側面図、図 3 のうち (A) は図 2 の IIIA-III A 視断面図、(B) は図 2 の IIIB-IIIB 視断面図、図 4 のうち (A) は図 3 の IVA-IV A 視断面図、(B) は図 3 の IVB-IVB 視断面図である。

【 0 0 1 7 】

シングルフック 1 は、棚本体を構成する角筒状の受け棧 3 に上方から着脱自在に嵌まるベース (ハンガー) 4 と、ベース 4 の上面に溶接されて手前側に延びる支持バー 5 とから成っている。支持バー 5 の先端部は水平に対して 30° 程度の角度で上向きに傾斜している。ベース 4 は板金製であり、支持バー 5 は金属線材製である。

10

【 0 0 1 8 】

表示装置 2 は、支持バー 5 の基部に着脱自在に取付く第 1 支持部材 6 と、この第 1 支持部材 6 に取付く第 2 支持部材 7 と、カードホルダー 8 とを備えている。両支持部材 6, 7 は ABS 樹脂やナイロン樹脂等の硬質又は比較的硬質の樹脂を素材として射出成形法で製造されている。

【 0 0 1 9 】

第 1 支持部材 6 は、支持バー 5 におけるベース 4 の前後両面と上面とに重なるように、前板 9 と天板 10 と背板 11 とを備えた側面視で下向き開口コ字状に形成されている。天板 10 には、シングルフック 1 の支持バー 5 に上方から嵌合するトンネル部 12 が形成されている。トンネル部 12 の存在により、強度アップとガタ付き抑制とが図られている。

20

【 0 0 2 0 】

第 1 支持部材 6 における前板 9 は、支持バー 5 が嵌まり得る間隔の上部開口 13 を介して左右に分離しており、かつ、上部開口 13 の下方には、全体として下向き開口 U 字状の幅広開口 14 が連続している。従って、前板 9 は正面視で二股状に形成されている (支持バー 5 が嵌まるだけの溝幅が上下に延びているだけでも良い)。また、第 1 支持部材 6 における前板 9 には、上部開口 13 を挟んで平面視 L 形の係止部 15 が一体に形成されており、このため、係止部 15 と前板 9 とにより、左右外側に開口した蟻溝 16 が形成されている。

【 0 0 2 1 】

左右係止部 15 の相対向した部分には、幅広開口 1 の上部の円弧面と同心状のくびれ部 17 が形成されている。このくびれ部 17 は、支持バー 5 に弾性に抗しての変形によって嵌合する寸法に設定している。すなわち、左右係止部 15 を互いの間隔が広がるように弾性変形させることにより、くびれ部 17 の箇所支持バー 5 を挟持できるように設定している。背板 11 の下端部内面には、ベース 4 の下端縁に当たる突条 18 を形成している。

30

【 0 0 2 2 】

第 2 支持部材 7 は、第 1 支持部材 6 の蟻溝 16 に嵌まり込むように正面視で二股状に形成された基板 (板状の基部) 20 と、基板 20 の上部から手前に向けて延びるアーム部 21 と、基板 20 に連設しつつアーム部 21 の付け根部から下方に延びるストッパー部 22 と、アーム部 21 の先端に設けた軸受け部 23 とを備えている。第 2 支持部材 7 の基板 20 は、請求項 2 に記載した起立部に該当する。

40

【 0 0 2 3 】

ストッパー部 22 は、シングルフック 1 の支持バー 5 に上方から当たるようになっている。また、基板 20 には、その下向き開口溝を挟んだ内側縁に上下の円弧状切欠き 24, 25 が形成されている。上部の切欠き 24 は、ストッパー部 22 が当たった状態での支持バー 5 と同心状に形成されており、下部の切欠きは、第 1 支持部材 6 のくびれ部 17 と同心状に形成されている。アーム部 21 は断面逆 T 字状に形成しているが、断面形状は四角形や円形など自由に選択できる。

【 0 0 2 4 】

次に、図 5 及び図 6 も参照してカードホルダー 8 と軸受け部 23 との関係を説明する。

50

図5のうち(A)はアーム部21とカードホルダー8との分離側面図、(B)はカードホルダー8の背面図、(C)はカードホルダー8の平面図、(D)(E)はカードホルダー8を組み込まれた状態での表示具の前部の縦断側面図、図6のうち(A)は図5(A)のVIA-VIA視図、(B)は(A)にカードホルダー8を嵌め込んだ状態の図である。

【0025】

第2支持部材7の軸受け部23は側面視で二股状に形成されている。他方、カードホルダー8は透明な樹脂製であり、前板25と後板26とをその下端で連設して折り返し状に形成しており、前後板25, 26の間の隙間にカード類Cを挟み込むように設定している。

【0026】

後板26には、カード類Cを前板25に押さえるための突起27と、カード類Cを取り出す際に指を掛けるための切欠き28とを形成している。突起27の存在により、カード類Cを挿入し易いにも拘らず、ずれ不能に保持できる。なお、切欠き28は図5(B)に一点鎖線で示すように上側の左右コーナー部に形成しても良い。

10

【0027】

カードホルダー8における後板26には、ブラケット部29を介して水平状の支軸30を一体に形成しており、この支軸30を第2支持部材7の軸受け部23に嵌め込んでいる。第2支持部材7の軸受け部23は平面視で略円形に形成されており、その中空部は、支軸30を水平旋回させ得るような奥行き寸法に設定されており、かつ、平面視で支軸30がアーム部21と直交する姿勢と、平面視で支軸30が傾斜した姿勢となるように、支軸30と嵌合する浅い係合溝31を形成している。

20

【0028】

本実施形態では、支軸30が平面視で左右両側に45°の角度を以ってアーム部21と傾斜するように設定しているが、傾斜角度は任意に設定できる。3段階の切り換えに限らず、左右両側に複数段階ずつ(例えば30°と45°)姿勢を変更できるようにすることも可能である。軸受け部23への支軸30の嵌め込みは、軸受け部23の弾性に抗して嵌め込むが、支軸30が係合溝31に嵌まっている状態では必ずしも軸受け部23に弾性復元力が作用している必要はない。

【0029】

カードホルダー8は、支軸30を各係合溝31に係合させた状態で上方に跳ね上げ回動させることができる。また、カードホルダー8が鉛直状の姿勢のとき、カードホルダー8の裏面に軸受け部23の下部が当たるように設定しており、このためカードホルダー8は鉛直状の姿勢に保持される。

30

【0030】

更に、図5(D)に示すように、カードホルダー8を大きく跳ね上げると、カードホルダー8の重心が支軸30の中心よりも後方に移動するように設定している。このため、例えば商品Gを補充する場合に便利である。

【0031】

支軸30と軸受け部23との関係では、支軸30と軸受け部23との間に常に摩擦抵抗が生じるように設定しておいて、カードホルダー8を任意の跳ね上げ角度に保持できるようにしても良いし、鉛直姿勢と跳ね上げ姿勢との2つの姿勢のみを保持し得るように設定しても良い。或いは、跳ね上げたあと指を離すと自重で常に鉛直姿勢に戻るように設定することも可能である。

40

【0032】

以上の構成において、第1支持部材6の係止部15が第2支持部材7の基板20で左右両側から挟まれているため、両支持部材6, 7は互いに補強し合った状態になり、このためフック2のベース4に対する両支持部材6, 7の取付け強度が格段に向上し、結果としてカードホルダー8の取付け安定性も格段に向上する。

【0033】

さて、第1支持部材6の上向き抜けはくびれ部17が支持バー5に嵌まっていることに

50

よって図られているが、第1支持部材6のみの弾性力でしっかりと上向き抜け不能に保持しようとする、係止部15の弾性復元力を大きくしなければならず、そうすると支持バー5への着脱が厄介になる。

【0034】

これに対して本実施形態では、第1支持部材6の係止部15と第2支持部材7の基板20との2つの部材の弾性力を利用して支持バー5を挟持しているため、第1支持部材6の係止部15と第2支持部材7の基板20との2つの部材の個々の弾性力はさほど大きくする必要はなく、このため、着脱を軽い力で行えるものでありながら、上向き抜け不能の状態にしっかりと保持できるのである。

【0035】

本実施形態のように第2支持部材7に板状のストッパー部(リップ)22を設けると、ストッパー部22の補強機能により、アーム部21の支持強度を向上できる利点がある。

【0036】

ところで、図7に示すように、ベース4の前板9から支持バー5を突設したシングルフック1が存在している。本願の第1実施形態に係る表示装置2はこのタイプのフックにも取付けることができる。図8(A)はこのタイプのフック1に表示装置2を取付けた状態での正面図、(B)は(A)のB-B視断面図である。

【0037】

この使用例では、第1支持部材6における係止部15のくびれ部17で支持バー5を挟持するように設定している。このため、第1支持部材6で支持バー5をきっちり挟んだ状態が保持される。また、ベース4のうち支持バー5の付け根箇所は前向きに膨れているが、第1支持部材6の前板9に幅広開口14を形成しているため、前板9とベース4とが干渉することはない。

【0038】

この使用例でも第2支持部材7のストッパー部22はフック1の支持バー5に上方から当たっており、このため、フック1の支持バー5とカードホルダー8との相対的な高さ関係に違いはなくて、商品の出し入れに支障はない。

【0039】

(2).第2実施形態(図9~図10)

図9及び図10では、支持バー5の上方に補助バー33を備えている十手フック34への使用も可能な表示装置2を示している。図9は分離斜視図、図10のうち(A)は分離正面図、(B)は(A)のB-B視断面図である。

【0040】

ところで、十手フック34の補助バー33はその先端が上向きに曲がっているものが多く、その場合は、上向きに曲がった先端部にカードホルダーを差し込み装着しているが、図9に示すように、先端が曲がっておらずにストレートになっているものがある。この場合はカードホルダーを強制嵌合しなければならず、このため、融通が利かない欠点である。

【0041】

そこで第2実施形態では、第1支持部材6を十手フック34の上下バー5,33に嵌合するように形成している。この実施形態では、第1支持部材6のトンネル部12が十手フック34の補助バー33に嵌合することになる。図示していないが、第2支持部材7のアーム部21には第1実施形態と同じカードホルダー8が取り付けられる。

【0042】

この実施形態の両支持部材6,7は基本的には第1実施形態と同じであるが、一つの特徴として、第1支持部材6の背面板11に、バー5,33が嵌合し得る後部開口35を下向きに開口するように形成している点がある。この後部開口35の存在により、両バー5,33の後端がベース4の背面よりも後方に突出していても、第1支持部材6は支障なくフック34に嵌め込み装着することができる。

【0043】

10

20

30

40

50

第1支持部材6の背面板11に後部開口35を形成することに代えて、一点鎖線で示すように、背面板11に、両バー5, 33との干渉を回避するための後ろ向き突部36を形成することも可能であり、こうすると背面板11の強度低下を防止できる。凸部36とトンネル部12とは一体に接続しても良い。

【0044】

十手フック34における補助バー33の先端が上向きに曲がっている場合、カードホルダーを水平旋回可能に取り付けることは行われているが、上下跳ね上げ回動するように取り付けることは困難である。この点、本実施形態の表示装置2を使用することにより、ストレート状の補助バー33を備えた十手フック34に、カードホルダーを水平姿勢変更自在かつ跳ね上げ回動自在に取り付けることができる。なお、この第2実施形態の表示装置2はシングルフック1にも使用できるものであり、十手フック34に専用という訳ではない。

10

【0045】

(3).第3実施形態(図11)

図11では第3実施形態を示している。図11のうち(A)は後方から見た分離斜視図、(B)は別用途の一部破断分離斜視図、(C)は平断面図である。

【0046】

この実施形態では、第1支持部材6に左右の係止部15を設けるに当たって第1実施形態とは向きを逆にしており、このため、蟻溝16は相対向するように開口している。従って、第2支持部材7の基板20は第1支持部材6よりも幅狭に形成されている。

20

【0047】

また、第2支持部材7の基板20には、第1支持部材6の左右係止部15の間にきっちり嵌まり込む厚肉部20aを形成している。また、第2支持部材7の基板20に左右2段の切欠き37を形成している一方、第1支持部材6における蟻溝16の内面には、切欠き37と係合する突起(図示せず)を設けている。また、第1支持部材6の天板10には、フック1の支持バー5を挟む左右一对の案内板38を下向き突設している。このため安定性に優れている。

【0048】

なお、第1支持部材6の背面板11には後部開口35が形成されているが、1枚板に連続していても良い。また、(B)に示すように、第2支持部材7に補強リブ38を設けて

30

【0049】

この実施形態では、先に第2支持部材7の記は20をシングルフック1の支持バー5に嵌め込み、それから第1支持部材6を第2支持部材7に嵌め込むのが好ましい。第2支持部材7の基板20を支持バー5に嵌め込むと、第1支持部材6は殆ど弾性変形させることなく基板20に嵌め込みできるため、取り付け作業を軽い力で行うことができる。もちろん、先に第1支持部材6をフック1に嵌め込むことも可能である。

【0050】

(B)に示すように、この実施形態の表示装置2は、線材Nを縦横に交叉させて成るネット式陳列棚に取付けるシングルフック1にも適用できる。このため、第1支持部材6の係止部15の上端に外向き鉤部15aを形成しており、この外向き鉤部15aを、シングルフック1における板状ベース4にその上端の切欠き部4aの箇所嵌合させている。言うまでもないが、外向き鉤部15aがベース4に嵌合した状態で、支持バー5が第1支持部材6の後部開口35に嵌まっている。

40

【0051】

第2支持部材7の基板20は第1支持部材6の蟻溝16に嵌まっているが、第2支持部材7は中空角材方式陳列棚用フックの場合と逆の姿勢で第1支持部材6に取付くため、第1支持部材6には、第2支持部材7における基板20の厚肉部20aが嵌まる逃がし部16aを形成している。

【0052】

50

本実施形態では、第1支持部材6はその姿勢を変えることによって中空角材方式陳列棚用フックとネット方式陳列棚用フックとに共用できるが、このように共通の支持部材を使用しながらその取り付け姿勢を変えることによって2種類のフックに対応できるのは、支持部材を2種類に分離したからに他ならず、この点は本願発明の優れている点である。

【0053】

(4).第4実施形態(図12)

図12では第4実施形態を示している。この実施形態では、第2支持部材7に前向きボス部7aを形成し、この前向きボス部7aに中空状のアーム部21を差し込み装着し、アーム部21に軸受け部23の基部23aを差し込み装着している。このように、第2支持部材7とアーム部21と軸受け部23とを別々の部材で構成しても良い。この実施形態では、フックの長さに対応できる利点がある。 10

【0054】

なお、軸受け部23がアーム部21の軸心回りに回転するのを阻止するため、アーム部21の内部は(B)の断面図に示す角形のような非円形の断面形状にするのが好ましい。

【0055】

(5).第5実施形態(図13)

図13では第5実施形態を示している。この実施形態では、第1支持部材6の前板9と背板11との下端にそれぞれベース4の下端縁に係合する突起18を設ける一方、第2支持部材7は、第1支持部材6の前板9と背板11とに重なる前面板7bと後面板7cとを備えた形態として、これら前面板7bと後面板7cとの下端に、第1支持部材6の前板9と背板11との下端に係合する内向き突起7dを形成している。 20

【0056】

(6).その他

本願発明は上記の実施形態の他にも様々に具体化できる。例えば、ネット方式の棚に取り付けられるフックにも適用できる。また、請求項2では支持部材は単一でも良いのであり、従って、例えば第1実施形態の第1支持部材に起立部を介してアーム部を一体に設けた構造とすることも可能である。

【0057】

また、カードホルダーの構造は自由に設定できるのであり、必ずしも可動式である必要はない。カードホルダーをアーム部に一体成形しても良い。第1支持部材と第2支持部材との嵌め合わせ方式も、図示したもの以外の様々の構造を採用できる。なお、第1支持部材と第2支持部材とに加えて補助部材を設けても良い。 30

【図面の簡単な説明】

【0058】

【図1】第1実施形態を示す図で、(A)はシングルフックと表示装置2との分離斜視図、(B)はカードホルダーを背面斜視図である。

【図2】(A)は平面図、(B)は側面図である。

【図3】(A)は図2のIIIA-IIIA視断面図、(B)は図2のIIIB-IIIB視断面図である。

【図4】(A)は図3のIVA-IVA視断面図、(B)は図3のIVB-IVB視断面図である。 40

【図5】表示装置の前部示す図である。

【図6】(A)は図5(A)のVIA-VIA視図、(B)は(A)にカードホルダー8を嵌め込んだ状態の図である。

【図7】シングルフックの別例を示す図である。

【図8】図7のフックへの使用状態を示す断面図である。

【図9】第2実施形態を示す図である。

【図10】第2実施形態を示す図である。

【図11】第3実施形態を示す図である。

【図12】第4実施形態を示す図である。

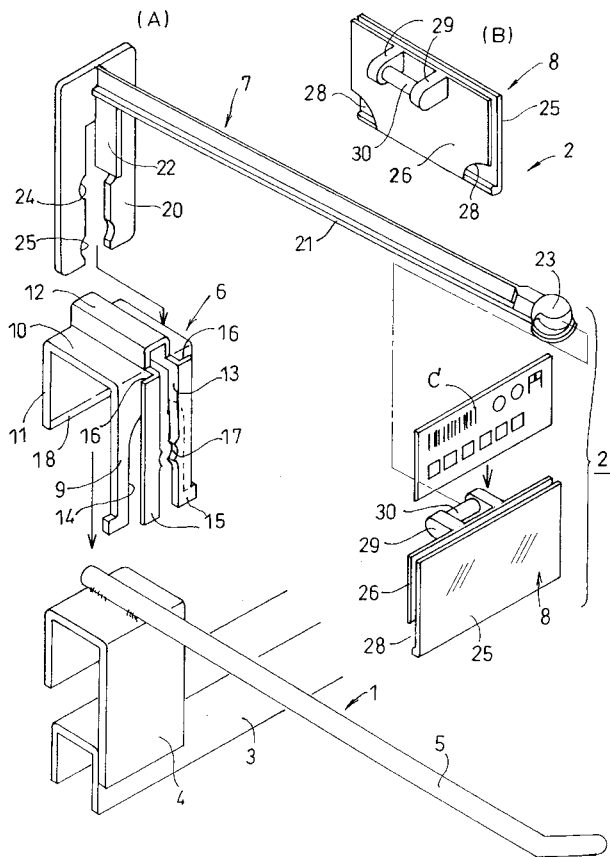
【図13】第5実施形態を示す図である。 50

【符号の説明】

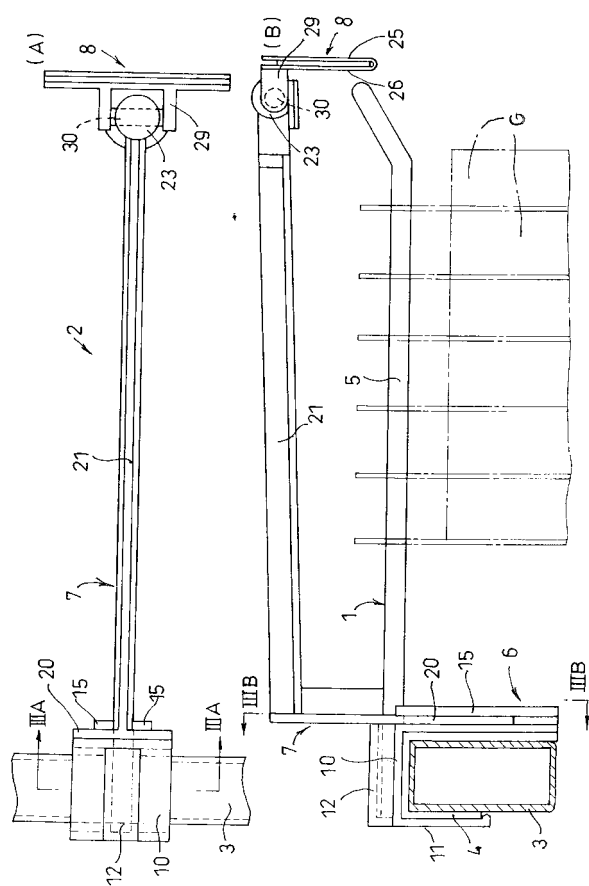
【0059】

- 1 フック（シングルフック）
- 2 表示装置
- 4 フックのベース
- 5 フックの支持バー
- 6 第1支持部材
- 7 第2支持部材
- 8 カードホルダー
- 13 上部開口
- 14 幅広開口
- 15 係止部
- 16 蟻溝
- 20 第2支持部材の基板（立ち上がり部）
- 21 アーム部

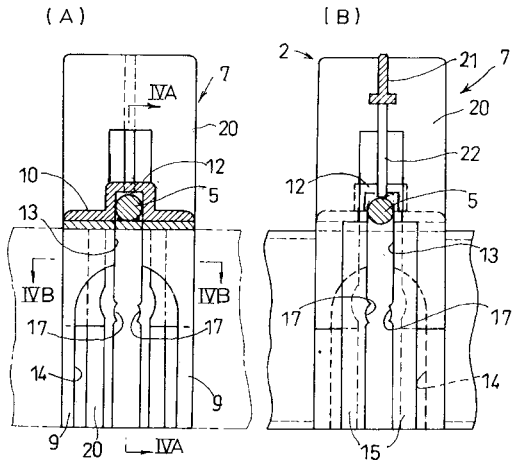
【図1】



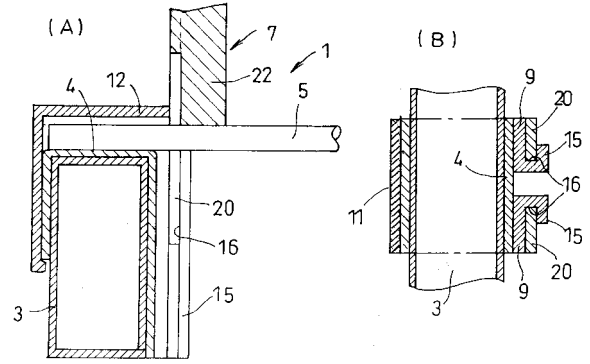
【図2】



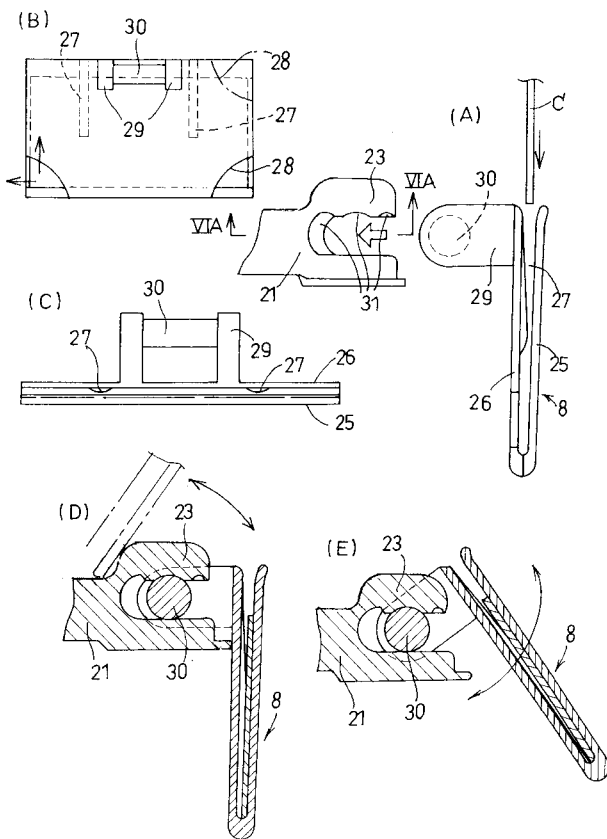
【 図 3 】



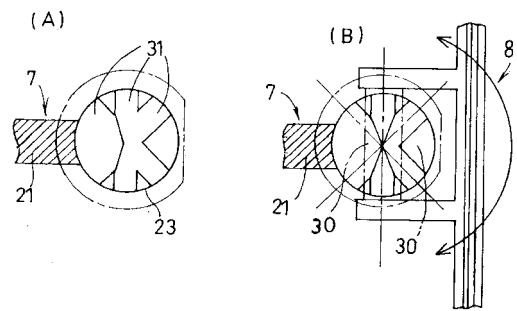
【 図 4 】



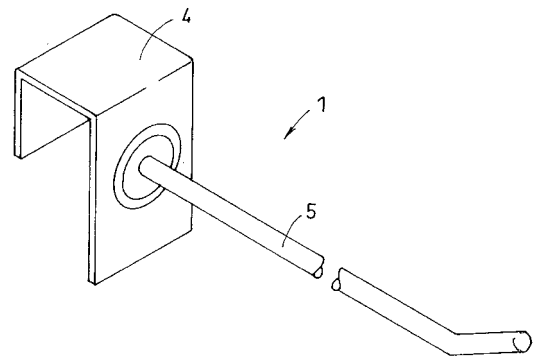
【 図 5 】



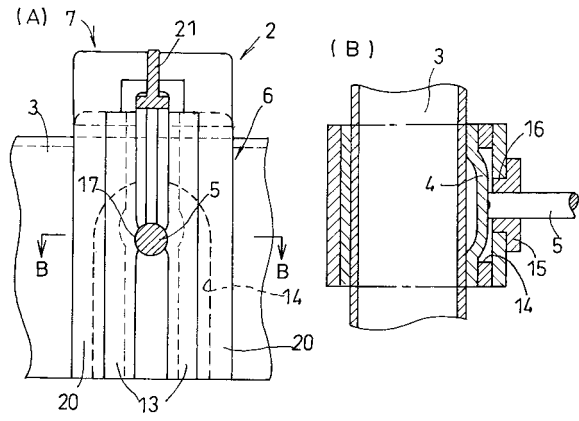
【 図 6 】



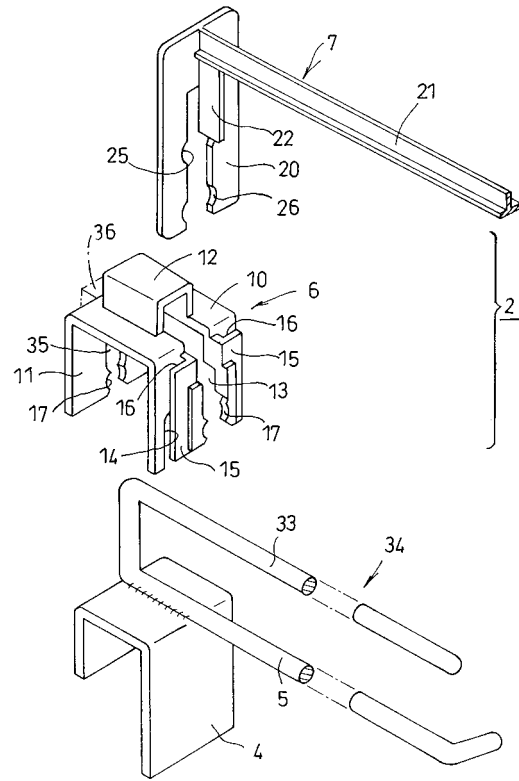
【 図 7 】



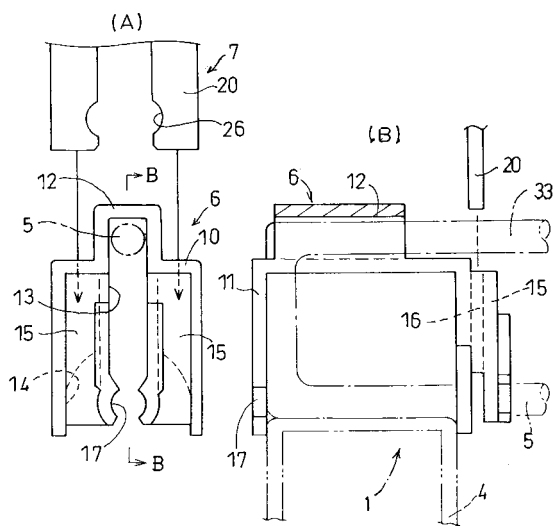
【 図 8 】



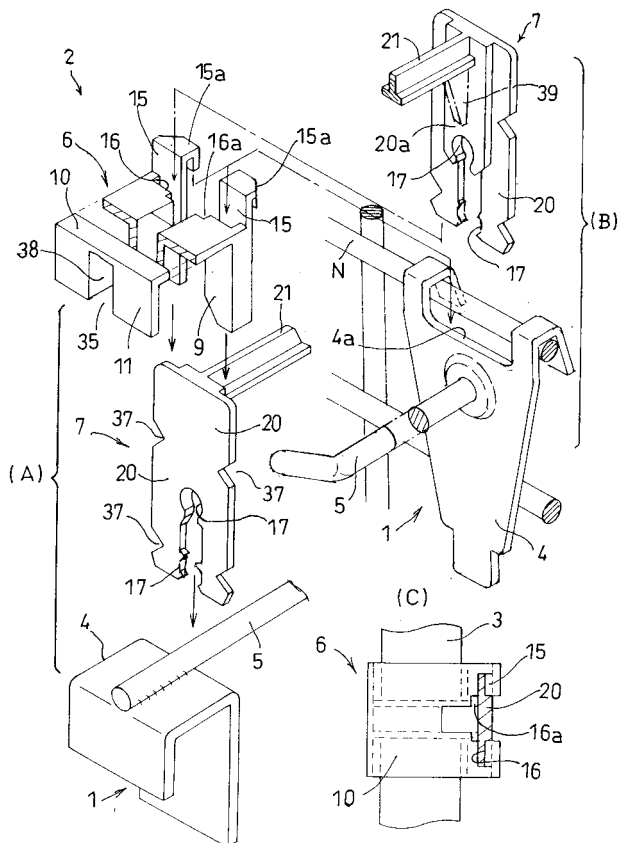
【 図 9 】



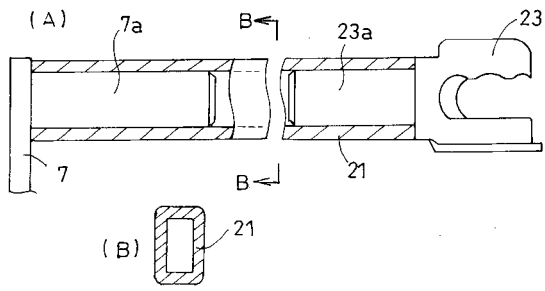
【 図 10 】



【 図 11 】



【 図 1 2 】



【 図 1 3 】

